83	34° 08′ 20.7373″	135° 11′ 20.8115″
84	34° 08′ 21.1987″	135° 11′ 20.5573″
85	34° 08′ 20.7898″	135° 11′ 18.7409″

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

宇杉谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

和歌山県日高郡印南町大字印南の区域内の土地のうち、次の一点から十六点までを順次結んだ線及び一点と十六点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	33° 49′ 08.1387″	135° 13′ 23.4896″
2	33° 49′ 08.1447″	135° 13′ 23.5319″
3	33° 49′ 07.9653″	135° 13′ 23.8051″
4	33° 49′ 07.9288″	135° 13′ 25.1804″
5	33° 49′ 07.7665″	135° 13′ 25.7276″
6	33° 49′ 08.4054″	135° 13′ 26.5624″
7	33° 49′ 08.4482″	135° 13′ 27.0832″
8	33° 49′ 06.8850″	135° 13′ 27.7372″
9	33° 49′ 05.7437″	135° 13′ 26.5951″
10	33° 49′ 05.6529″	135° 13′ 26.0401″
11	33° 49′ 07.1758″	135° 13′ 25.3748″
12	33° 49′ 07.4943″	135° 13′ 25.5642″
13	33° 49′ 07.6866″	135° 13′ 25.0619″
14	33° 49′ 07.6883″	135° 13′ 23.9270″
15	33° 49′ 07.7994″	135° 13′ 23.7946″
16	33° 49′ 07.7339″	135° 13′ 23.5743″

○国土交通省告示第八百二十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年八月二十日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

千之尾川

二　砂防法第二条の土地の表示

福岡県久留米市田主丸町竹野の区域内の土地のうち、次の一点から六点までを順次結んだ線及び一点と六点を結んだ線に囲まれた土地の区域（令和六年国土交通省告示第四百十四号で指定した土地の区域を除く。）

点	北緯	東経
1	33° 18′ 55.3820″	130° 39′ 40.3282″
2	33° 18′ 51.3429″	130° 39′ 44.9328″
3	33° 18′ 50.7392″	130° 39′ 45.2649″
4	33° 18′ 51.4237″	130° 39′ 42.1581″
5	33° 18′ 47.7438″	130° 39′ 38.2255″
6	33° 18′ 48.3587″	130° 39′ 36.8513″

○国土交通省告示第八百二十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、令和七年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

令和七年八月二十日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

紅葉川

二　砂防法第二条の土地の表示

石川県輪島市市ノ瀬町の区域内の土地のうち、次の一点から二十八点までを順次結んだ線及び一点と二十八点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	37° 21′ 03.2273″	136° 54′ 44.1709″
2	37° 21′ 02.7152″	136° 54′ 45.3775″
3	37° 21′ 01.8937″	136° 54′ 46.2735″
4	37° 20′ 56.6737″	136° 54′ 48.3635″
5	37° 20′ 50.8343″	136° 54′ 53.5206″
6	37° 20′ 48.2428″	136° 54′ 56.7729″
7	37° 20′ 47.2405″	136° 55′ 00.7431″
8	37° 20′ 46.6783″	136° 55′ 02.2262″
9	37° 20′ 43.0934″	136° 55′ 04.7959″
10	37° 20′ 42.5617″	136° 55′ 03.9567″
11	37° 20′ 44.1559″	136° 55′ 00.6341″
12	37° 20′ 44.7177″	136° 54′ 56.9498″
13	37° 20′ 46.5783″	136° 54′ 52.4679″
14	37° 20′ 44.2718″	136° 54′ 51.4458″
15	37° 20′ 43.1067″	136° 54′ 51.4831″
16	37° 20′ 39.2930″	136° 54′ 52.9870″
17	37° 20′ 35.7716″	136° 54′ 52.8096″
18	37° 20′ 34.1415″	136° 54′ 49.8927″
19	37° 20′ 30.8712″	136° 54′ 47.8708″
20	37° 20′ 30.2866″	136° 54′ 45.7323″
21	37° 20′ 30.1554″	136° 54′ 42.9401″
22	37° 20′ 31.3535″	136° 54′ 41.9338″
23	37° 20′ 33.1318″	136° 54′ 41.5323″
24	37° 20′ 40.4894″	136° 54′ 40.8907″
25	37° 20′ 50.1738″	136° 54′ 38.1305″
26	37° 20′ 55.4896″	136° 54′ 39.2033″
27	37° 21′ 01.7800″	136° 54′ 42.2146″
28	37° 21′ 03.0883″	136° 54′ 42.9439″

○国土交通省告示第八百二十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年八月二十日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

奥谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路敷

鳥取県鳥取市横枕

字立岩谷　二七二番一

三九七番

三九七番地先無番地

三九八番から四〇三番まで

四〇三番一

四〇四番

四〇四番一

四〇五番一から四〇五番三まで

四〇六番から四〇九番まで

四〇九番一

四一〇番及び四一一番

五二二番から五三一番まで

五三二番一及び五三二番二

五三三番及び五三四番

三七一番から三七三番まで

三七五番から三七八番まで

三七八番地先無番地

三七九番及び三八〇番

三八〇番地先無番地

三八一番及び三八二番

三九六番

字奥谷

三八三番及び三八四番

三八四番一

三八五番及び三八六番

三八六番一

三八七番及び三八八番

三八八番一

三八九番及び三九〇番

三九〇番一

三九一番

三九一番一

三九二番

三九三番

三九三番一から三九三番三まで

三九四番及び三九五番

三九五番一

五四三番から五四九番まで

五五〇番一及び五五〇番二

五五一番から五五七番まで

字奥谷口

字大谷